

沖ト協発第114号
平成30年8月27日

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会
会長 佐次田 朗
(公印省略)

平成30年度トラック運送業界における点検整備推進運動の実施依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対しまして格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標題の「点検整備推進運動」は平成6年から全国的に展開し、適切な点検・整備の実施と推進に努めてきたところであります。

国土交通省は、平成30年度においても、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図る目的として、「点検整備推進運動」を全国的に展開することとし、同運動の推進について、全日本トラック協会会長へ協力要請があります。

また、沖縄県トラック協会としても下記に定める期間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、実施してきたいと思っております。

つきましては、別添重点実施項目の実施事項等に基づき、点検整備に係る事業所内の自主点検を行い、その結果を基に点検整備への理解を深めていただきますようご協力お願いいたします。

敬具

記

1. 実施期間 ①(全国统一強化月間)平成30年9月1日(土)～9月30日(日)
②(沖ト協強化月間)平成30年10月1日(月)～10月31日(水)
2. 報告方法 黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備を実施した結果を
①全国统一強化月間は別添1、②沖ト協強化月間は別添2にとりまとめ当協会へFAX等で報告する
3. 報告期日 ①全国统一強化月間 平成30年10月5日(金)まで
②沖ト協強化月間 平成30年11月5日(月)まで
4. 報告先 (公社) 沖縄県トラック協会 那覇市港町2-5-23
FAX098-863-3591 TEL098-863-0280
担当：適正化事業課

以上

「1」重点実施項目

(1) 大型自動車に関する適切な点検・整備の実施

【重点点検項目】

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
電動機	燃料装置	燃料漏れ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホール及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

(2) 黒煙濃度の影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施～エア・クリーナー・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等

(3) DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付車の正しい使用～DPF推積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃等

平成30年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」

実施要領

平成30年7月26日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、昨年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、平成30年9月1日（土）から9月30日（日）までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

（重点点検項目）

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「D P F (黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」
確実な定期点検の実施、D P Fに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S 1 0)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらっく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌(紙)等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。
- (5) T B Sラジオ系列「ドライバーズ・リクエスト」のCMを活用し、P Rを行う。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間(平成30年9月1日(土)～9月30日(日))における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別添4-1及び4-2の様式により全ト協交通・環境部あて提出するようお願いいたします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」については、会員事業者における全国統一の強化月間(9月)及び「地方独自強化月間」の実施状況をとりにまとめ、別添5-1及び5-2の様式により全ト協交通・環境部までご報告ください。
- (4) 上記(2)(3)の提出期限は、全国統一の強化月間(9月)分は10月10日(水)までとし、「地方独自強化月間」分は、終了後速やかご提出願います。

以 上

下記のとおり結果報告をFAXにてご報告をお願いします。

別添1

(公社)沖縄県トラック協会 行

FAX: 098-863-3591

事業者名:

担当者名:

電話番号:

平成30年9月1日～30日(全国統一強化月間)

○自主点検結果

エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台

下記のとおり結果報告をFAXにてご報告をお願いします。

別添2

(公社)沖縄県トラック協会 行

FAX: 098-863-3591

事業者名:

担当者名:

電話番号:

平成30年10月1日～31日(沖ト協強化月間)

○自主点検結果

エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台